

## 7 生活保護受給者に対する自立支援に係る全額国庫補助について

生活保護受給者の自立支援の取組は、緊急雇用創出事業臨時特例交付金（以下、基金という。）を活用し、全額国庫補助で全国の自治体を実施している。

関東各都県の自治体においても、学習支援、職業訓練、住宅確保など様々な分野で自立支援の取組を進めており、大きな成果を上げている。

生活保護受給者の自立支援は、生活保護法の立法の趣旨である「自立の助長」に合致するものである。したがって、必要な財源は、全額国が責任をもって確保すべきである。

しかしながら、平成 27 年度以降の国庫補助については、全額確保される見込みが立っていない。

例えば、生活保護受給世帯の子どもを対象とした学習支援は、平成 27 年度から生活困窮者自立支援法の対象となり、補助率が現在の 10/10 から 1/2 に引き下げられることとなった。

また、基金は、平成 26 年度をもって廃止される見込みであり、その他の自立支援事業に係る国の負担割合は未定である。

さらに、生活保護法改正において、平成 27 年 4 月から被保護者就労支援事業が法定事業となり、これまで国庫補助 10/10 であったところを、国負担 3/4、地方負担 1/4 とされ、この点でも地方の財源負担が増えることになる。

今後も各自治体において、様々な自立支援の取組が見込まれているが、財源が保障されなければ、自立支援事業の実施自体が危ぶまれ、ひいては国庫が負担すべき扶助費のさらなる増大につながってしまう。

については、引き続き、国の責任において生活保護受給者に対する自立支援に必要な財源を全額補助されたい。